

砂 川 市 条 例 第 1 7 号
令和 7 年 6 月 1 7 日

砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例

砂川市中小企業等振興条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 中小企業者等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業者及び中小企業団体

イ アに規定する者を除き、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）に事業所（本社、支店等）を有し、かつ、法人格を有する者で、市長が助成の対象と認めたもの

第4条中「企業の」を「により」に改める。

第5条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第2条第3号イに規定する者に対して行うことができる助成は、第8条第2項第3号に規定する助成に限るものとする。

第6条第1項第2号中「中小企業者等」を「中小企業者及び中小企業団体」に、「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）」を「商業地域等」に改め、同条第2項中「第1号」を「同項第1号」に、「第2号」を「同項第2号」に改める。

第8条第1項第1号中「の新築等をした」を「を新築し、又は増築した」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 現に営業を行っている小売商業店舗等を改修したとき。

第8条第2項第1号中「第1号」を「前項第1号」に改め、同項第2号中「第2号」を「前項第2号」に改め、同号ア本文中「店舗の用に供する目的で改装に要した費用」を「空き建築物を店舗の用に供するための改装に要した費用のうち市長が認めた額」に改め、同号アただし書中「改装を行った」を「改装した」に改め、同項第3号中「第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前項第3号の額は、現に営業を行っている小売商業店舗等を改修した費用のうち市長が認めた額の100分の20以内とし、その限度額は200万円とする。

第9条第1項中「、中小企業者等」の次に「（第2条第3号イに規定する者を除く。以下同じ。）」を加え、同条第3項第1号中「第1号」を「第1項第1号」に改め、同項第2号中「第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第3号中「第3号」を「第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。